

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-221674
(P2014-221674A)

(43) 公開日 平成26年11月27日(2014.11.27)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B65D 25/04 (2006.01)	B 65 D 25/04	Z 3 E 0 6 2
B65D 77/20 (2006.01)	B 65 D 77/20	E 3 E 0 6 7

審査請求 有 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2014-181526 (P2014-181526)	(71) 出願人	710006862 しまうまプリントシステム株式会社 鹿児島県日置市伊集院町清藤2110番地 29
(22) 出願日	平成26年9月5日 (2014.9.5)	(72) 発明者	藤田 哲也 鹿児島県日置市伊集院町清藤2110-2 9 しまうまプリントシステム株式会社内
(62) 分割の表示	特願2008-53685 (P2008-53685) の分割	(72) 発明者	永用 一彦 鹿児島県日置市伊集院町清藤2110-2 9 しまうまプリントシステム株式会社内
原出願日	平成20年3月4日 (2008.3.4)	(72) 発明者	朝鶴 寧公 鹿児島県日置市伊集院町清藤2110-2 9 しまうまプリントシステム株式会社内
			F ターム (参考) 3E062 AA01 AB10 AC02 EB08 EC01

最終頁に続く

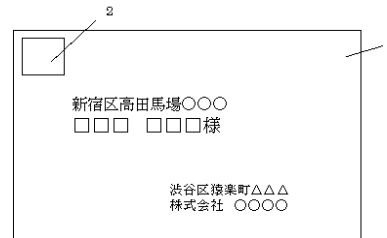
(54) 【発明の名称】 配送ケース

(57) 【要約】

【課題】従来、サイズの異なる写真等紙状の物品を封筒等で郵送する場合には角が傷つい
たりして安全に郵送することはできなかった。

【解決手段】略直方体の枠体で、対向するそれぞれの板部に第1、第2の板部から略直角
方向に延びた仕切壁をそれぞれ設け、第1と第2の収納
室と、それぞれの収納室をまたが
る第3の収納室を設け、第1と第2の収納室が略同一の
場合には2種類の、第1と第2の
収納室の大きさが異なる場合には3種類の紙状の物品を
安全に送ることができる配送ケー
スを提供する。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

相対向する第1、第2の板部と、第1、第2板部にそれぞれ接続する第3、第4の板部と底部とからなる枠体と蓋部材からなる略直方体の配送ケースで、前記相対向する板部に相対する仕切壁を前記板部に垂直にそれぞれ設けた配送ケース。

【請求項 2】

前記蓋部材は前記枠体の頂部と前記仕切壁の頂部に対して接着または溶着等によって固定される請求項1に記載の配送ケース。

【請求項 3】

前記枠体と前記仕切壁のそれぞれの頂部の高さは略同一の高さである請求項1に記載の配送ケース。

【請求項 4】

前記仕切壁はそれぞれ前記板部の略中間に配されている請求項1に記載の配送ケース。

【請求項 5】

前記蓋部材、前記枠体はプラスチック材からなる請求項1に記載の配送ケース。

10

20

30

40

50

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、写真、チラシ等を郵送、宅配便等で配送する配送ケースに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来は、写真を配送する場合には紙の厚い封筒に写真をいれ、厚紙でカバーして配送するケースが多かった。また写真を薄いビニール、ポリエチレンシートのような袋に入れられ、その写真が入れられたものを封筒に入れられて配送していた。

【0003】

しかしながら、写真をビニール、ポリエチレンシートのような袋に入れて、その写真入りの袋を封筒に入れるのに二重に袋を用いるのに手間がかかった。そこで、特許文献1及び2のように直接透明なケースに写真を収納して郵送することも考えられた。

以下、図12、図13に基づいて特許文献1及び2を説明する。

【0004】

図12は封筒一体型クリアファイルの斜視図である。印刷物である絵柄は封筒一体型クリアファイル表面の裏面から印刷している。封筒一体型クリアファイルの左板部(c)は山折になっており、底板部は圧着されている。そのため左板部(c)と底板部(b)は閉じた状態になっている。上板部(a)と右板部(d)は開口しており、ここから書類等をはさんで使用するものである。

【0005】

図13は本考案の配送ケースは、収納部21、該収納部21の端部で軸着されて収納部21をカバーする蓋22からなる。上記収納部21は浅い箱状であり、そのサイズは複数枚の横長のスナップ写真を収納するのに適したサイズ、例えば、手札サイズ又はサービスサイズの写真のサイズが約80~95mm×115~130mmであるので、この収納部の内寸法は該サイズとほぼ同じ又は幾分大きいサイズであることが示されている。

【0006】**【特許文献1】実用新案登録3106947号公報****【特許文献2】実用新案登録3029370号公報****【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

しかしながら、写真プリントには名刺サイズ、サービスサイズ、手札サイズ、集合写真

、風景写真のようなパノラマ写真を撮影した横長サイズ等の種々のサイズが存在する。特許文献1は写真を透明な袋に挿入して郵送できるが、写真の大きさが種々ある場合については考慮されていなかった。

【0008】

特許文献2は、写真を収納して郵送に用いるのであるが、その収納する写真の大きさについて以下のように記載されている。例えば、手札サイズ又はサービスサイズの写真のサイズが約80～95mm×115～130mmであるので、この収納部の内寸法は該サイズとほぼ同じ又は幾分大きいサイズであり、36枚撮りのフィルムから現像したプリント全部が収納できるように、収納部の深さは約10～16mmが好ましいと記載されている。しかし、手札サイズとサービスサイズのサイズを収納部に収納することを述べているだけでどのように収納するかについて述べられていなく、バラバラに収納すると中で写真が動いて郵送中に傷つくおそれもある。

10

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記目的を達成するために、本発明の請求項1は、相対向する第1、第2の板部と、第1、第2板部にそれぞれ接続する第3、第4の板部と底部とからなる枠体と蓋部材からなる略直方体の配送ケースで、前記相対向する板部に相対する仕切壁を前記板部に垂直にそれぞれ設けた配送ケースを提供するものである。

20

【0010】

請求項2は、前記蓋部材は前記枠体の頂部と前記仕切壁の頂部に対して接着または溶着等によって固定される請求項1に記載の配送ケースを提供するものである。

【0011】

請求項3は、前記枠体と前記仕切壁のそれぞれの頂部の高さは略同一の高さである請求項1に記載の配送ケースを提供するものである。

【0012】

請求項4は、前記仕切壁はそれぞれ前記板部の略中央に配されている請求項1に記載の配送ケースを提供するものである。

30

【0013】

請求項5は、前記蓋部材、前記枠体はプラスチック材からなる請求項1に記載の配送ケースを提供するものである。

【0014】

前記枠体と前記蓋部材からなる収納ケースに仕切壁を設けることにより複数の収納室が設けられ、さらに複数の収納室をまたがり、単独の収納室より大きな収納室を設けることができる。

【発明の効果】

【0015】

上述したように本発明の配送ケースは、前記枠体と前記仕切壁でもって構成される複数の収納室のそれぞれのサイズに合わせて写真のようなシート状の物品を収納することもでき、前記仕切壁と前記仕切壁の間隔を利用して複数の収納室をまたがり、収納室を組み合わせて先の物品よりも大きなシート状の物品を収納できる。シート状の物品として例えば、サービスサイズの写真、それより大きいパノラマサイズの写真を収納できる。また、複数の収納室を区切る仕切壁が設けられ、仕切壁の上部も蓋部材で固定されているので写真のようなシートが移動しないので運送中に傷つくことがない。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【0016】

以下、本発明の実施形態の第1の実施例を図1～図8に基づいて説明する。

【0017】

図1は本発明の配送ケースを郵送または宅配便で配送する場合の図を示す。1は蓋部材を、2は切手を示し、蓋部材1には宛先、送付元等の送付記載事項が記載されている。また宅配便等では切手の代わりにバーコードシールが貼られる。

50

【0018】

図2は切手2が貼られた、宛先、送付元等の送付記載事項が示された蓋部材1を示す。

【0019】

図3は蓋部材1が接着、溶着等で固定される枠体3を示し、枠体3は前記底部と、第1の板部3A、第2の板部3Bにそれぞれ直角に接続する第3の板部3C、第4の板部3Dとからなり略直方体を形成する。枠体3の内側の3A、3Bのそれぞれの間に4、5で示す仕切壁が設けられ、所定の長さの仕切壁4は第1の板部3Aの一部3AXと他部3AYの間に設けられ、仕切壁5は第2の板部3Bの一部3BXと他部3BYの間に設けられている。

【0020】

10

第1の板部3Aの一部3AXと仕切壁4と仕切壁5と第2の板部3Bの一部3BXと第3の板部3Cと底部6とで第1の収容室を構成し、第1の板部3Aの他部3AYと第4の板部3Dと第2の板部3Bの他部と仕切壁5と仕切壁4と底部6とで第2の収容室を構成する。

【0021】

図4は図3におけるA-A断面を示し、第3の板部3Cの側部3CHの頂部3CT、第4の板部3Dの側部3DHの頂部3DTと仕切壁4の頂部4Tの底部6からの高さは略等しい。

【0022】

20

図5はシート状の物品P1、P2がそれぞれ第1の収容室と第2の収容室に積載されているのを示す。

【0023】

図6は、第3の板部3Cの一部と仕切壁4と第4の板部3Dの一部と仕切壁5と底部6とで第3の収容室を構成し、図5のように2枚のシート状の物品が積載される代わりに1枚の大きなシート状の物品P3が積載されている図を示す。

【0024】

図7ははじめにシート状の物品P1、P2を積載し、次にP3を積載した状態を示す。

【0025】

30

図8は図5におけるB-B断面の図を示し、シート状の物品P1、P2が積載された状態を示す。

【0026】

図9は本発明の第2の実施例を示し、仕切壁4、5を板部3A、板部3Bの略中間に設け、それぞれ第1収容室と第2収容室が略同一の大きさである。図10は図9のC-C断面図を示す。

【0027】

40

第1の実施例、第2の実施例においても、収容したシート状の物品が第1の収容室と第2の収容室との間で移動しないように仕切壁4、5を設け、そして蓋部材1が枠体3に接着または溶着で固定する。また、仕切壁4と仕切壁の5の空間で第3の収容室を構成するので収容されるシート状の物品の大きさによって仕切壁4、5の長さ、仕切壁4、5の先端の間隔を決定する。

【0028】

図11はサイズの同一のシート状物品P1を第1の収納室と第2の収納室に収納し、その上にサイズの大きなシート状物品P3を第3収納室に収納した状態を示す。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】本発明の配送ケースを郵送または宅配便で配送する場合の図。

【図2】蓋部材を示す図。

【図3】蓋部材が接着、溶着等で固定される枠体を示す図。

【図4】図3のA-A断面図。

【図5】シート状の物品P1、P2がそれぞれ第1の収容室と第2の収容室に積載されて

50

いる図。

【図6】第3の収容室にシート状の物品P3が積載されている図。

【図7】シート状の物品P1、P2、P3が積載されている図。

【図8】図5のB-B断面図。

【図9】本発明の第2の実施例を示し収容室1と収容室2が略同一の大きさである場合を示す図。

【図10】図10のC-C断面図。

【図11】シート状の物品P1、P3が積載された図。

【図12】特許文献1の代表図。

【図13】特許文献2の代表図。

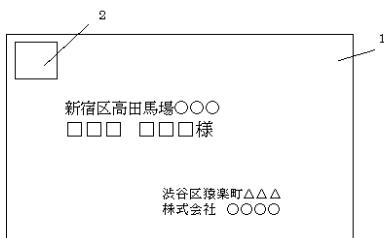
10

【符号の説明】

【0030】

1	蓋部材	
2	切手	
3	枠体	
3A	第1の版部	
3AX	1の板部3Aの一部	20
3AY	第1の板部3Aの他部	
3B	第2の版部	
3BX	第2の板部3Bの一部	
3BY	第2の板部3Bの一部3BX他部	
3C	第3の版部	
3CH	3Cの側部	
3CT	3CHの頂部	
3D	第4の版部	
3DH	3Dの側部	
3DT	3DHの頂部	
4	仕切壁	
4T	仕切壁4	30
5	仕切壁	
6	底部	
21	収納部	
22	蓋	
A	断面	
B	断面	
C	左板部	
a	上板部	
b	底板部	
c	左板部	
d	右板部	40
P1	シート状の物品	
P2	シート状の物品	
P3	シート状の物品	

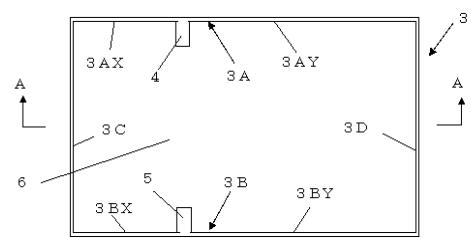
【図 1】



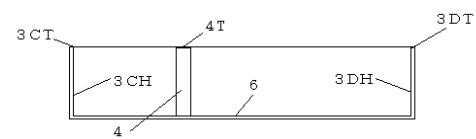
【図 2】



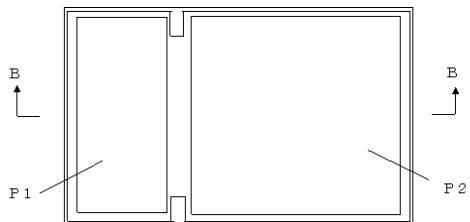
【図 3】



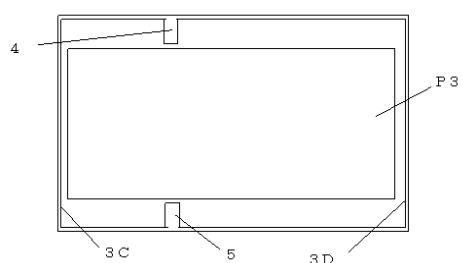
【図 4】



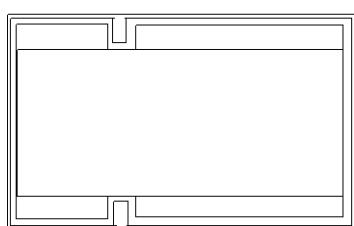
【図 5】



【図 6】



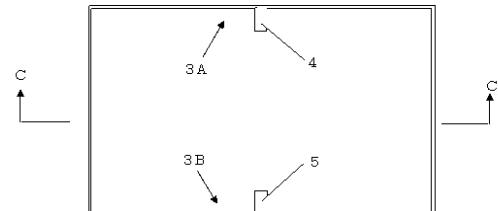
【図 7】



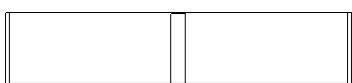
【図 8】



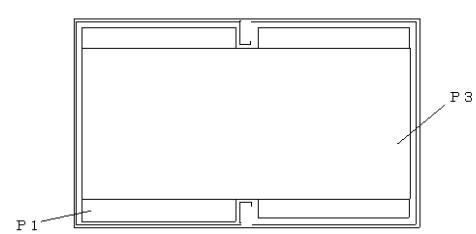
【図 9】



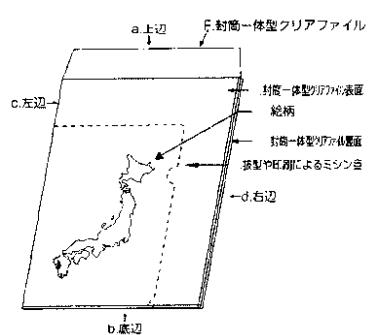
【図 10】



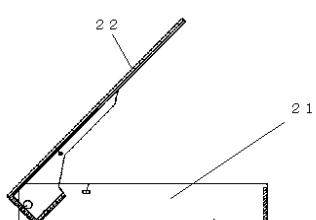
【図 11】



【図 12】



【図 13】



フロントページの続き

F ターム(参考) 3E067 AA12 AC03 BA05A BB14A BC06A BC07A EA04 EA06 EE01 FA01
FC01 GD10